

答 申 書  
(答申第347号)  
令和4年1月26日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について（答申）

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第2条第1項第3号の規定により、令和3年(2021年)11月16日付け市町村第2707号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり意見を付し、諮問の内容は適当なものであると認めます。

記

評価実施機関	北海道知事
事務担当課	総合政策部地域行政局市町村課
評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	都道府県知事保有本人確認情報ファイル
点検結果（総評）	<p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2(2)の「審議の観点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p>
意見	<p>令和3年度に評価実施機関において個人情報に関する重大事故の発生があったところであるが、評価実施機関は、特定個人情報であるか否かにかかわらず、個人情報の運用ルールを再確認し、個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対する指導監督を徹底した上、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもとより、個人情報に関する重大事故が再発することのないよう留意することを求める。</p>